

名古屋都市計画用途地域の変更（日進市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層 住居専用地域	約 84ha	5/10 以下	3/10 以下	—	—	10m	17.0%
小計	約412ha	10/10 以下	6/10 以下	—	—	10m	83.0%
小計	約496ha						44.1%
第二種低層 住居専用地域	約 25ha	10/10 以下	6/10 以下	—	—	10m	2.3%
第一種中高層 住居専用地域	約 81ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	—	79.5%
小計	約 21ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	20.5%
小計	約102ha						9.0%
第一種住居地域	約255ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	22.6%
第二種住居地域	約 39ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	3.4%
準住居地域	約 22ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.9%
近隣商業地域	約 15ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	31.0%
小計	約 33ha	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	69.0%
小計	約 47ha						4.2%
準工業地域	約106ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	9.5%
工業地域	約 33ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.9%
合計	約 1,124ha						100%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

将来の土地利用計画、周辺の土地利用の状況及び都市施設の整備状況等を総合的に勘案し、計画的な土地利用を図るため、適切な建蔽率及び容積率に変更するものである。